

認定看護師を対象とした

特定行為研修説明会

公益社団法人 愛知県看護協会
教育センター



特定行為研修とは

- 高度複雑化する医療を支えるために、チーム医療の要となる看護師に、よりの確な判断と特定行為の実践が求められている。
- 特定行為研修は、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修である。
- 特定行為には21区分38行為がある。



なぜ認定看護師に特定行為研修の受講をすすめるのか？

- 高齢化の進行、疾病構造の変化
- 病院完結型から地域完結型(医療・ケアと生活が一体化)への医療提供体制の転換

期待



特定行為研修

認定看護分野に特化した知識・技術に加えて、臨床推論力や病態判断力を強化

- 各分野に適した特定行為修得による認定看護師のケアの質向上
- 急性期から在宅医療まで活動範囲の拡大

研修を受けた認定看護師の実践により、
チーム医療の要として役割が発揮でき、
看護の更なる質向上に寄与する



愛知県看護協会 特定行為区分と選択の理由

- 特定行為区分:

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

- ☑ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ☑ 脱水症状に対する輸液による補正

- 選択の理由:

- ☑ 高齢社会に必須で低栄養や脱水予防等に不可欠の知識
- ☑ 新たな認定看護師の全分野の教育カリキュラム(B課程)に共通



愛知県看護協会 特定行為研修の特色1

- **すべての分野の認定看護師を対象**

➡ 様々な分野の専門的視点をもとにディスカッションができる

- 就労継続可能な開講形態

短い開講期間:5月～11月の7ヶ月

少ない集合研修(原則1～2ヶ月に3日間程度×4回)

e-ラーニングの活用 ➡ 繰り返し学習可能

週に10～12時間の学習時間

所属施設には週に1日程度の学習時間
確保の必要性を協会より文書で説明予定



愛知県看護協会 特定行為研修の特色2

- 特定行為の区分別実習は原則、自施設で実施

- **受講時の筆記試験なし**

志願理由書の審査と面接のみ



愛知県看護協会 特定行為研修の概要

- 1 特定行為区分
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
 - ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
 - ・脱水症状に対する輸液による補正
- 2 定員:40名
 - ・摂食嚥下障害看護認定看護師教育課程:25名
 - ・**認定看護師対象:15名**共通科目・区別科目の学内演習・実習は合同
※ただし、実技を伴う演習等は2班に分けて実施予定
- 3 開講期間
5月～11月(7か月間)
- 4 開講形態
e-ラーニング、学内演習・実習、臨地実習



愛知県看護協会 特定行為研修の目標

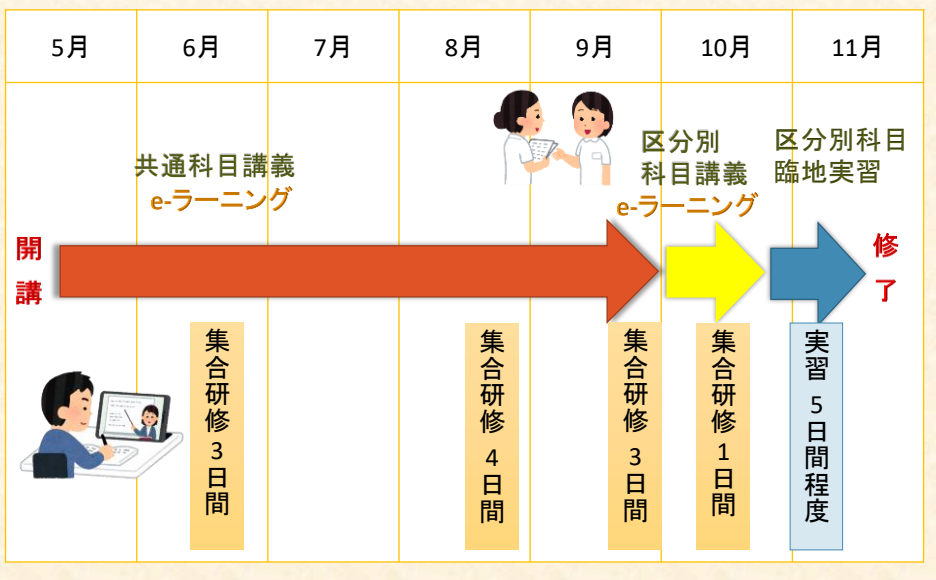
- 1 高度医療や地域医療の場において、特定行為研修に必要な臨床判断を包括的にできる知識・技術・態度を養う。
- 2 患者の安全に配慮し、特定行為を適切なタイミングで倫理的かつ安全に行える能力を養う。
- 3 多職種の専門性を尊重し、チームを円滑に機能させて問題解決に導くための知識・技術・態度を養う。
- 4 医学的視点の強化により看護の視点に広がりをもたせ、質の高い看護実践につなげることができる能力を養う。



愛知県看護協会 特定行為研修カリキュラム

分野	教科名	時間数*
共通科目 〔253.75時間〕	臨床病態生理学	30
	臨床推論	45.25
	臨床推論(医療面接)	
	フィジカル・アセスメント:基礎	45.5
	フィジカル・アセスメント:応用	
	臨床薬理学:薬物動態	45.25
	臨床薬理学:薬理作用	
	臨床薬理学:薬物治療・管理	
	疾病・臨床病態概論	30
	疾病・臨床病態概論:状況別	11.25
	医療安全学:医療倫理	23.25
	医療安全学:医療安全管理	
	チーム医療論	23.25
特定行為実践		
特定行為区分別科目 〔17時間〕	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	17時間+実習
合計		253.75+ 17時間+実習

愛知県看護協会 特定行為研修進行スケジュール



e-ラーニングの方法

- 学内演習・実習の日程を区切りとして当該科目の講義を受講
- 1講義60分の設定
- 60分間でオンデマンド講義(録画されたもの)と確認テストを実施
- 学習時間は週に10～12時間のペース
- 科目試験は日時を決めてオンラインで実施
- 再試験の場合には学内演習・実習の前までに合格を目指す
- 科目試験合格者に対し集合教育として学内演習・実習を実施



愛知県看護協会 e-ラーニング中の支援

使用教材: 全日病SQUE eラーニング

- 協会内の教員を担当として配置(担当教員制)
 - ➡ e-ラーニングの進捗状況を受講生ごとに定期的に確認
必要に応じてメール、電話、または対面で相談・指導
担当の受講生のメンタル、ソーシャルサポート
- 講義内容に関する質問
 - ➡ 📞 e-ラーニング上のサイト「美看」に質問
 - 📞 担当教員が質問へ対応
 - ➡ 必要に応じて外部講師に対応を依頼



愛知県看護協会 研修進度の遅延へのサポート

担当教員が学習の進捗を管理

- 📞 一定期間を過ぎても履修が滞っている受講生に連絡
- 📞 学習を促しても進まない場合には面談などを介して要因を検討

➡ 必要時メンタルサポート

学習環境調整(就労状況を含む)への支援

必要時には対面もしくはZoomを用いたオンラインでの面接等を実施



愛知県看護協会 区分別実習は自施設で

- 特定行為実践に向けた施設環境の調整が臨床実習時に行える(特定行為研修修了者がどのように活用されるのか、検討の場を設定する機会となる ← 自律的に！)
- 研修後に実習指導医の指導・支援が継続して受けられる

当協会は、自施設実習の実現に向けて支援します



実習施設の要件1

(1) 指導者

- 指導者が、特定行為研修を受けている看護師に対する指導を行うため、以下の要件を満たしている。
 - ① 実習時間中に十分な指導時間を確保できること。
 - ② 医師又は歯科医師で指導にあたる者は、臨床研修指導医または臨床研修指導医と同等以上の経験を有すること。
 - ③ 看護師で指導にあたる者は、特定行為研修を修了した者、またはこれに準ずること。
 - ④ 指導にあたる者は、特定行為研修に必要な指導方法に関する講習会を受けていることが望ましい。

※特定行為研修指導者講習会等



実習施設の要件2

(2) 医療に関する次の安全管理のための体制を確保している。

- ① 実習に係る医療に関する**安全管理のための組織**(実習を行う施設の管理者及び関係各部門の責任者等による構成とし、指導者を含むこと)を設置していること。
- ② 「**実習に係る緊急時の対応に係る手順**」を記載した**文書**を作成していること。
- ③ 実習に係る患者からの苦情や相談をふまえ、実習の方法や当該施設における安全の管理のための体制の見直しを行うために、**実習に係る患者からの相談等に応じる体制**を確保していること。



実習施設の要件3

(3) 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、及び脱水症状に対する輸液による補正を要し手順書において特定行為の実施に該当する患者が、実習期間中に各5症例以上確保できる。

指定研修機関は、協力施設が実習要件を満たすことを示す書類を添えて、厚生労働大臣に協力施設の変更を届け出る必要がある

※ 特定行為研修省令施行通知参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000506614.pdf>



愛知県看護協会は認定看護師の皆様のご応募をお待ちしております

